

**お知らせ**  
**information**  
**インフォメーション**

まちづくりに対する疑問、ご意見をお寄せ  
 ください。

住民企画課企画係 14番窓口 ☎ 77 - 8374  
 FAX 76 - 2976

**転出・転入される方は  
届け出が必要です**

3月、4月は進学や就職などで転出・転入が多くなる時期です。住所を移される方は、届け出が必要になります。虚偽の届け出防止のため、すべての届け出について届出人の本人確認を行っていますので、ご協力をお願いします。

**●転出について**  
 役場で転出の届け出をし、転出証明書をお受け取りください。

**水道の届け出について**

転出・転入や町内転居の際は、必ず水道の届け出をしてください。また、1か月以上家を留守にする場合は、事前に給水停止手続きをしておく、留守の間は水道料金がかかりません。

**水道の届け出先**  
 水道係21番窓口  
 ☎ 77 - 8389

**奨学金返還支援事業  
助成金制度について**

町内に新規就労する方に、奨学金返還の支援をします。

**対象者**  
 次の条件をすべて満たす方  
 ①奨学金の貸与を受けて大学、短期大学、専修学校専門課程、高等専門学校(第4学年及び第5学年)に進学した方  
 ②新規就労で津別町へ転入した方または既に居住している新規就労する方  
 ③津別町内の事業所を有する事業主に、令和4年4月1日以降に新たに正規雇用され、申請年度末まで継続して雇用される見込みのある方(自営の場合も含みます)  
 ④奨学金の返還に滞納がない方  
 ⑤町税等に滞納がない方

**支援内容**  
 奨学金の返還額(年間12万円上限)を最長10年間支援

**申請受付期間**  
 3月1日(火)～4月20日(水)  
 詳しくは町ホームページ  
<https://www.town.tsubetsuhokaido.jp/>  
 または役場住民企画課企画係までお問い合わせください。

**申請・問い合わせ先**  
 企画係14番窓口  
 ☎ 77 - 8374

**軽自動車の抹消・移転  
登録は3月31日までに**

軽自動車税種別割は、毎年4月1日現在で町内に登録されている、軽自動車・二輪・原付自転車・小型特殊自動車等をお持ちの方に納めていただく町税です。対象の車を廃車・売買・譲渡等により所有しなくなった場合は、抹消・移転の登録をお願いします。

原付自転車・小型特殊自動車は津別町役場税務収納係(10番窓口)で、軽自動車は北見地区軽自動車協会、二輪は運輸支局での手続きとなります。

令和4年3月31日までに抹消または移転の登録がされない場合、令和4年度の軽自動車税種別割が課税されますのでご注意ください。

**問い合わせ先**  
 ●税務収納係10番窓口  
 ☎ 77 - 8376  
 ●北見地区軽自動車協会(コールセンター)  
 ☎ 50 - 3816 - 1769  
 ●北見運輸支局  
 ☎ 0157 - 24 - 7581

**自動車税種別割の  
住所変更をお忘れなく**

自動車税種別割は、4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。次の場合は運輸支局で登録手続きが必要です。  
**▼住所が変わったとき(変更登録)**  
**▼自動車を売買したとき(移転登録)**  
**▼自動車を使用しなくなったとき(抹消登録)**

※令和4年度の自動車税種別割納税通知書を確認にお届けするために、3月中に手続きをお願いします。

変更登録が間に合わないときは、札幌道税事務所自動車税部にご連絡いただくか、道税ホームページから自動車税種別割の住所変更手続きをしてください。

**道税ホームページ**  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/>  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>

**問い合わせ先**  
 札幌道税事務所自動車税部  
 ☎ 011 - 746 - 1190 (自動音声でのご案内します)

**障害者職業能力開発校  
令和4年度入校生追加  
募集について**

国立北海道障害者職業能力開発校では、求職中の障がい者の入校生訓練期間6か月、1年または2年の追加募集をしています。詳しくは、当校または最寄りの公共職業安定所までお問い合わせください。

**訓練科目**  
 ▼建築デザイン科  
 ▼CAD機械科  
 ▼総合ビジネス科  
 ▼プログラム設計科

**▼総合実務科**

**願書受付期間**  
 4月6日(水)まで

**選考試験日**  
 応募状況により別途定めま

**ホームページ**  
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssk/>

**問い合わせ先**  
 ・ハローワーク美幌  
 ☎ 73 - 3555  
 ・国立北海道障害者職業能力開発校(砂川市焼山60番地)  
 ☎ 0125 - 52 - 2774

**交通安全情報**  
**万全の状態での運転を!**  
 住民企画課  
 住民環境係  
 12番窓口

今年度も残りひと月となりました。これから少しずつ気温が上がっていきませんが、路面の凍結にはまだまだ注意が必要です。早めのブレーキを怠らず、時間と心に余裕を持った運転を心掛けてください。

警視庁の統計では、3月は1年を通して交通事故が多く発生する月というデータが出ています。3月は年度末による忙しさから、疲労の蓄積・睡眠不足の状態での運転をする、漫然運転が増えるのとことです。加えて引越しいンズに伴い、人によっては車の移動距離が増える方もいるかと思えます。

体が疲れた状態での運転は、交通事故の発生率を引き上げることになるので、運転する前には自分の体調(疲労感や眠気)を確認し、万全の状態での運転をすることで未然に交通事故を防ぎましょう。

**地域安全ニュース**  
 美幌と津別の防犯協会と美幌警察署からの情報を掲載しています。内容については、各防犯協会又は警察署にお問い合わせください。

**クロスボウを所持していませんか?**

令和4年3月15日に銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律が施行されます。これにより、改正法の施行日以降、クロスボウの所持が原則禁止され、許可制となります。

改正法の施行前に所持しているクロスボウについて、許可申請や廃棄等の措置も執らずに令和4年9月15日以降も所持し続けた場合は、不法所持となり、「3年以下の懲役又は50万円以下の罰金」に処されます。クロスボウを所持している方は、●所持許可の申請をする。●廃棄する。●適法に所持することができの方に譲り渡すなどの措置を執ってください。クロスボウを廃棄する場合は、警察署にて無償で引き取りを行います。

**『ランプの宿 森つべつ』  
町民入浴優待券の郵送について**

毎年交付している『ランプの宿 森つべつ』町民入浴優待券は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和4年度分は世帯ごとに郵送します。3月末から順次発送予定です。ぜひご利用ください。

**対象者** 4歳以上の町民(3歳以下は無料です)  
 ※年度内に4歳になるお子様の分も郵送します。

**優待券の枚数** 1人5枚

**問い合わせ先**  
 商工観光係19番窓口 ☎ 77-8388

**新たな儲け話トラブルにご注意!**

スマホに「稼ぎ方を教えます」とメッセージが届いた。相手に連絡をすると「副業で高収入を得られる」、「オンラインサロンで気軽に勉強できる」などと勧められた。しかし、契約には30万円が必要だと分かり迷っている。信用しているか。

**Q** 「簡単に稼げる」、「気軽に始められる」と強調するネット広告やSNSの情報がありますが、安易に信じるのは危険です。登録料・利用料などさまざまな名目でお金を請求されるケースがありま

**消費生活相談 Q&A**

**A** 「簡単に稼げる」、「気軽に始められる」と強調するネット広告やSNSの情報がありますが、安易に信じるのは危険です。登録料・利用料などさまざまな名目でお金を請求されるケースがありま

す。ネット上や友人・知人から勧誘される儲け話はまず疑ってみましょう。また、契約をする前に内容をよく確認し、何かあったときのために、SNSなどでのやり取りを残しておく慎重さも大切です。話と違うと思ったらきっぱりと契約を断りましょう。

困ったときは消費生活センターに相談しましょう。

美幌町消費生活センター  
 ☎ FAX 72 - 0366  
 月々金曜日(祝祭日を除く)  
 午前10時～午後4時